

26 庁財第 510 号  
平成 27 年 2 月 24 日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文化庁文化財部長  
山下 和 茂

(印影印刷)

国宝・重要文化財（建造物）保存修理における漆の使用方針に  
ついて（通知）

文化庁では、文化財建造物の保存に必要な高品位の植物性資材を安定的に確保することを目的として、平成 18 年度から「ふるさと文化財の森システム推進事業」を実施しています。

本事業では「ふるさと文化財の森」を設定し、その所有者に対して文化財建造物保存修理への積極的な資材供給を求めるなど、国産修理用資材の供給体制整備に努めてきました。これら植物性資材のうち、とりわけ漆については、「ふるさと文化財の森」設定林からの供給量が近年増加傾向にあります。

このことから、今後、国庫補助事業として実施する国宝・重要文化財（建造物）保存修理に使用する漆については下記のとおりとしますので、十分に御了知の上、域内の市町村教育委員会並びに国宝・重要文化財所有者に対し、御周知願います。

記

1. 原則として、国産漆を使用する。
2. 現在の需給状況に鑑み、当面、上塗りと中塗りを国産漆とし、平成 30 年度を目途に下地までその対象とすることを目指す。